

Q221. 毎月一定額の基本給と成績に応じた出来高払の給料（歩合給）がある場合における残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価の計算方法を教えてください。

月によって定められた賃金の残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価は既にお伝えしたとおりで、難しくありません。

例えば、通常の労働時間・労働日の賃金の時間単価が 1500 円/時の正社員の場合、
時間外割増賃金の時間単価=1500 円/時×1.25=1875 円/時

休日割増賃金の時間単価=1500 円/時×1.35=2025 円/時

深夜割増賃金の時間単価=1500 円/時×0.25=375 円/時

となります。

他方、出来高払制によって定められた賃金（歩合給）の残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価は、通常の労働時間・労働日の賃金の時間単価を除外した割増部分に限定されます。

例えば、ある賃金計算期間の歩合給が 20 万円、総労働時間が 200 時間の場合、
出来高払制によって定められた賃金（歩合給）の通常の労働時間・労働日の賃金の時間単価

=20 万円÷200 時間=1000 円/時

になり、残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価は、

時間外割増賃金の時間単価=1000 円/時×0.25=250 円/時

休日割増賃金の時間単価=1000 円/時×0.35=350 円/時

深夜割増賃金の時間単価=1000 円/時×0.25=250 円/時

となります。

上記事例の残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の時間単価は、

時間外割増賃金の時間単価=1875 円/時+250 円/時=2125 円/時

休日割増賃金の時間単価=2025 円/時+350 円/時=2375 円/時

弁護士法人四谷麴町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

深夜割増賃金の時間単価=375 円/時 + 250 円/時=円/時=625 円/時
となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麴町5丁目2番地 K-WINGビル7階